

阪和部 部則

(名称)

第1条 この組織は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区 阪和部(以下「部」という)と称し、英文では The International Association of Y' s Men' s Club Japan West Region Hanwabu District と表記する

(目的)

第2条 部は、国際憲法および西日本区定款を遵守し、その目的を成就させるためにある。

(構成員)

第3条 部は、ワイズメンズクラブ国際協会西日本区阪和部に所属する各ワイズメンズクラブをもって構成する。

(役員)

第4条 部は、次の役員を置く。

- (1)部長 ー
- (2)次期部長 ー
- (3)直前部長 ー
- (4)書記 2名以内
- (5)会計 2名以内
- (6)事業主査
- (7)常置委員会の委員長及び本則第11条により設置された委員会の委員長

(事業主査)

第4条の2 事業主査は本則第5条の4に基づいて別途定められた事業をする。

(監事)

第4条の3 部に監事1名を置く、その役割等は以下のとおりとする。

- (1)監事は役員会に列席し、必要な助言を行う。
- (2)監事は、当該年度の部の収支決算報告書及び関係帳票類を監査し、次年度最初評議会に報告する。
- (3)監事は、前年度の直前部長が就任する。

(担当主事)

第4条の4 部に担当主事を置く、その役割等は以下のとおりとする。

- (1)担当主事は、各YMCA 総主事の指名に基づき、部長が委嘱し評議会に報告する。
- (2)担当主事は、部と各YMCA との連絡調整を図る。
- (3)担当主事は、部長の要請に応じ、役員会その他の会合に列席する。

(役員を選出)

第5条 部長には前年度の次期部長が就任する。

- 2 次期部長には前年度の次々期部長が就任する。
- 3 次々期部長の選出は、各クラブの設立順による輪番制を原則とし、別途定める規定に基づき、現部長が推挙し、評議会で承認を得る。ただし、次年度における次々期部長として所定の期日までに立候補者がある場合は、評議会の決議を得て選出することができる。
- 4 書記及び会計は、当該期の部長が任命し評議会に報告する。
- 5 各事業主査及び常置委員会の委員長は、各クラブの推薦により評議会の承認を得て当該期の部長が任命する。

(役員・監事の辞任)

第5条の2 役員及び監事の辞任の申し出は、所属クラブの会長を通じて行い、部長が受理する。ただし、書記、会計及び監事については、部長が直接受理する。

(役員・監事の補充)

第5条の3 役員及び監事に欠員が生じた時は、役員会の議を経て部長が後任者を任命する。ただし、書記及び会計は、部長が直接任命する。

2. 前項で任命された後任者の任期は前任者の残余期間とする。

(事業)

第5条の4

部で行う事業は、西日本区定款施行細則第13条により定められた事業とする。

(役員・監事の任期)

第6条 役員及び監事の任期は、毎年7月1日より翌年の6月30日迄とする。

(役員の仕事)

第7条 部長は、部を代表して、部運営を統括し、評議会、役員会及び主査会を招集する。また必要な会議を招集する。

- 2 直前部長は、部長に協力し、部長の委任あるいは部長に事故あるときは部長の仕事を代行する。
- 3 次期部長は、部長に協力し、部長の特命事項を遂行する。
- 4 書記は、次の仕事を遂行する。
 - (1) 評議会、役員会及び主査会等の議事録を取り、必要ある時はこれを印刷及び配布する。
 - (2) 西日本区ならびに部内の情報をクラブ員に浸透させ、部内の理解を深めるために部長を補佐して部報を発行し、クラブ員に配布する。
 - (3) 部としての必要文書の綴りを整理保管し、これを後任者に引き継ぐ
- 5 会計は、財務の全般を統括し、評議会において会計報告を行なう。
- 6 各事業主査は、部長および西日本区事業主任に協力し、担当事業部門の活動を推進する。
- 7 常置委員会の委員長及び本則第11条により設置された委員会の委員長は、部長に協力し、担当事業部門の活動を推進する。

(評議会)

第8条 部の最高議決機関として評議会を置く。

評議会は毎年3回以上開催する。

- 2 評議会は、部役員、監事及びクラブ代表として2名（会長、副会長、書記及び会計より）をもって構成する。議長は原則として部長が努める。
- 3 評議会の議決を必要とする事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画及び収支予算の決定および変更
 - (2) 事業報告書及び収支決算報告書の承認
 - (3) 役員選出の承認及び次々期部長の選出
 - (4) 部則の改正、諸規則の設定、改正及び廃止
 - (5) その他特に必要な事項
- 4 評議会において議決した事項のうち、必要な場合は西日本区役員会に提議することができる。
- 5 評議会の成立および議決は、次による。
 - (1) 構成員の過半数の出席をもって成立する。
 - (2) 議決権は、部長、直前部長、次期部長及びクラブ代表として各クラブがそれぞれ1票を持つ。
 - (3) 議案の採決は、議決権のある出席者の過半数をもって決する。
議長は賛否同数の場合に限り表決に加わる。
- 6、次々期部長、担当主事及び部長の要請を受けた者は、オブザーバーとして出席することができる。

(役員会)

第9条 役員会は、本則第4条の役員で構成し、当該年度中における部内の諸事項の執行に責任を持つ。

- 2 役員会案件の中で緊急を要する事項については、部長、次期部長、直前部長、書記および会計で審議し対応することができる。
- 3 前項における審議は、会議によるほか、文書または他の通信手段により行うことができる。
- 4 結果は、速やかに全役員に報告しなければならない。

(主査会)

第10条 部に主査会を置き、部の事業やYMCAとの協力事業等について、連絡、調整及び協議等を行う。

- 2 部長、書記、会計、各事業主査、常置委員会の委員長及び各YMCA部担当主事をもって構成する。
- 3 部長は、事業の遂行に必要な者を参加させることができる。
- 4 会議は、必要に応じて開催する。

(委員会)

第11条 部評議会は、必要に応じて当該年度に限り、事業及び活動を推進または担当する委員会を設置することができる。

2 目的、名称及び構成等は評議会にて定める。

(常置委員会)

第 11 条の 2 部の活動を推進するために、常置委員会を置く。

2 常置委員会としての各委員会の目的、名称や構成等は、別途定める。

(諮問委員会)

第 11 条の 3 部の適切な運営をはかるために、諮問委員会を設置することができる。

本委員会は、具体的な諮問内容に基づいて、部長に答申することを目的とする。

(1) 委員は、評議会の承認を得て、部長が委嘱する。

(2) 委員長は部長の指名による。

(3) 設置は当該年度内に限る。

(部会)

第 12 条 部会は、部長の招集により、部活動の検討・周知や部員の研修・研鑽をすることを主な目的として、年 1 回以上開催する。

2 部会ホストクラブは、部長の指導により部会開催の全てを運営する。

3 ホストクラブは部会登録費をもって部会運営の一切を賄い、部会終了後速やかに事業及び会計報告を行う。

4 部会のホストクラブは、原則として部長のホームクラブとする。

(研修会)

第 13 条 研修会は、部長の指導の下に、必要に応じて開催する。

(新年合同例会)

第 14 条 新年合同例会は、部内の交流と親睦を図ることを主な目的として、次々期の部長選出クラブがホストとなり、毎年 1 月に行うものとする。

2 ホストクラブは部長の指導により新年合同例会開催の全てを運営する。

3 ホストクラブは登録費をもって運営の一切を賄い、終了後速やかに事業及び会計報告を行う。

(財政)

第 15 条 部の会計年度は、毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月 30 日で終わる。

2 部の財政は、部所属会員の負担する部費ならびに西日本区より支給される部活動支援金等をもって賄う。

3 部の収支予算は各会計年度に次期部長が評議会に予算案を提出し、承認を得なければならない。

4 会計は会計年度末に会計報告書を作成し、監事の監査を受け評議会の承認を得なければならない。

(細則)

第 16 条 部の運営に必要な細則は、別に定める。

(改正)

第 17 条 この部則は、評議会の審議を経て改正する事ができる。

2 改正原案は、事前に各クラブに開示しなければならない。

附則

本部則は 1989 年 7 月 1 日施行する。

本部則は、1999 年 2 月 27 日改正、同年 7 月 1 日より実施する。

本部則は、2000 年 6 月 10 日改正、同年 7 月 1 日より実施する。

本部則は、2004 年 6 月 19 日改正、同年 7 月 1 日より実施する。

本部則は、2018 年 6 月 16 日改正、同年 7 月 1 日より実施する。

本部則は、2018 年 10 月 27 日改正、2019 年 7 月 1 日より実施する。

本部則は、2021 年 2 月 27 日改正、実施する。